

入札参加資格審査申請についてのよくある質問(H24.1.18現在)

【全業種共通】

(業者登録カード)

質問 メールアドレスは本社、委任先とも記入が必要ですか？

回答 委任先がある場合は、委任先のみでの記入でも構いません。

(工事経歴書、測量等実績調書、営業経歴書)

質問 登録業種に実績等がない場合はどうすればいいですか？

回答 実績等がない場合は、希望業種を記入し、内容については白紙の提出で構いません。

(使用印鑑届)

質問 委任先がある場合は、住所・商号又は名称・氏名は、誰を記載すればよろしいでしょうか？

回答 委任先がある場合は、受任者になります。

(80円切手)

質問 登録区分が複数ある場合は、切手は複数枚必要でしょうか？

回答 切手は1枚で構いません。(ただし、郵送先が1箇所の場合に限ります。)

(その他)

質問 ファイルの留め具について、金属製のものを使用しているのでしょうか？

回答 留め具については、金属製は認めません。

(申請要領)

質問 (4)営業年数について

個人で開業した後、平成23年から法人となったが、創業2年以上経過していればよいでしょうか？

回答 個人で開業したときから営業年数を換算しますので、創業2年以上経過していると認めます。
ただし、この場合、法人の財務諸表に追加して、個人のとときの確定申告書の写し(屋号記載)を提出してください。
納税証明書は、提出書類一覧の、法人の場合(平成23年度)と個人の場合(平成22年度)の未納がないことの証明を提出してください。
(法人税が決算月の関係で発生していない場合は、個人の場合(平成22年度・平成23年度)の未納がない証明を提出してください)

(事業所に係る調査票)

質問 (1)本社(市内)で入札参加したい場合、「事業所に係る調査票」及び添付書類は必要ですか？

(2)支店(又は営業所)が南アルプス市内にありますが、本社で入札参加したい場合、「事業所に係る調査票」及び添付書類は必要ですか？

回答 (1)(2)提出不要です。
委任先が南アルプス市内にある支店又は営業所の場合のみ、「事業所に係る調査票」及び添付書類が必要です

(印鑑証明書・登記簿謄本(身分証明書))

質問 印鑑証明書や登記簿謄本(身分証明書)は原本を提出しなければなりませんか？

回答 印鑑証明書や登記簿謄本(身分証明書)はコピーの提出可です。
【提出書類一覧・注意事項】に、「添付書類各種証明書はコピー可」と記載があるとおりです。

【建設工事】

(工事経歴書)

質問 必ず市指定様式で作成しなければいけませんか？

回答 建設工事申請の市指定様式は、中央公契連様式を参考にしています。
本市の様式の記載内容を満たすものであれば、他の様式でも認めます。

入札参加資格審査申請についてよくある質問(H24.1.18現在)

(経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(写))

質問 経審申請中の場合、通知書はどうすればよいのでしょうか？

回答 入札参加を希望する業種について、審査基準日(平成23年7月1日)の直前に終了する事業年度を対象とした建設業法の規定による経営事項審査の申請がなされ、当該受付の日までに総合評定値(P)の通知を受けていること。
(申請時点において新基準の総合評定値の通知を受けていない場合は、提出書類不備となり入札参加資格者名簿には登載できません。)

専任技術者証明書(写)

質問 受付印のあるものとありますが、建設業許可申請又は更新時の場合はどうすればよろしいでしょうか？

回答 建設業許可申請書の表紙(受付印のあるもの)と様式第8号の写しの提出が必要となります。

(技術者経歴書)

質問 建設工事について技術者経歴書は、経営事項審査の申請に提出したものの写し(変更がある場合は、申請日現在に最新のものを添付)とありますが、申請日現在と、審査基準日(平成23年7月1日)の直前に終了する事業年度を対象とした経営事項審査の申請による経営規模等評価結果とで、技術者に変更がある場合はどうすればよろしいでしょうか？

回答 建設工事について技術者経歴書は、技術者に変更がある場合も、審査基準日(平成23年7月1日)の直前に終了する事業年度を対象とした経営事項審査の申請時に提出したものの写しを提出してください。

(技術者経歴書)

質問 経営事項審査の申請時に提出したものの写しとは、「技術職員名簿」でよろしいですか？

回答 「技術職員名簿」の写し(コピー)を提出してください。

(業者登録カード)

質問 経審の完成工事高が3年平均の場合はどうすればよろしいですか？

回答 登録カードに記載してある完成工事高(2年平均)を3年平均に書き換え、経審の数値を記入してください。

(業者登録カード)

質問 会社としてはISOを取得しているが、建設工事関係ではISOを取得していないため、新基準の経審ではISO「無」となっている。
この場合、業者登録カードの「ISO認証取得状況」欄の記載は「 」でしょうか？

回答 経審に基づき、ISOの登録は無し扱いとするため、「ISO認証取得状況」欄の記載は「空欄」とします。
(この場合、ISO認証取得証明書の提出は不要です。)

【測量・建設コンサルタント】

(測量等実績調書)

質問 必ず市指定様式で作成しなければいけませんか？

回答 本市の様式の記載内容を満たすものであれば、他の様式でも認めます。

(技術者経歴書)

質問 市指定様式または同等のものがありますが、同等とはどのような事ですか？

回答 本市の様式の記載内容を満たすものであれば、他の様式でも同等として認めます。

【物品製造等】

(営業経歴書)

質問 必ず市指定様式で作成しなければいけませんか？

回答 本市の様式の記載内容を満たすものであれば、他の様式でも認めます。

(技術者経歴書)

質問 市指定様式または同等のものがありますが、同等とはどのような事ですか？

回答 本市の様式の記載内容を満たすものであれば、他の様式でも同等として認めます。